

博物館登録及び博物館に相当する施設指定審査基準等に関する要綱

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 13 条及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号。以下「施行規則」という。）第 24 条に規定する審査基準、博物館の登録等に関する規則（令和 5 年京都府教育委員会規則第 1 号。以下「教育委員会規則」という。）第 1 条に規定する登録申請書の添付書類及び施行規則第 23 条に規定する指定申請書の添付書類並びに教育委員会規則第 5 条に規定する定期報告の様式について、次のように定める。

（博物館登録審査基準）

第 1 法第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める要件のほか、第 3 号から第 5 号に定める基準は、博物館の事業を行うために必要なものとして以下に適合していること。

（1）博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制

ア 博物館資料の収集、保管及び展示（展示については電磁的記録を公開することを含む。（1）オ、（3）アについても同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表している。

イ 基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって運営する体制を整備している。

ウ 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備している。

エ 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備している。

オ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備している。

カ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備している。

キ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他教育活動を行う体制を整備している。

ク 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されている。

（2）学芸員その他の職員の配置

ア 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれている。

イ 学芸員が置かれている。

ウ 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれている。

（3）施設及び設備

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されている。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有している。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされている。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他の博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされている。

（博物館に相当する施設指定審査基準）

第 2 施行規則第 24 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に定める要件のほか、第 2 号から第 4 号に定める基準は、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、以下に適合していること。

（1）資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制

ア 資料の収集、保管及び展示（展示については電磁的記録を公開することを含む。（1）オ、（3）

アについても同じ。)並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表している。

イ 基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって運営する体制を整備している。

ウ 基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備している。

エ 資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備している。

オ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備している。

カ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備している。

キ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他教育活動を行う体制を整備している。

ク 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されている。

(2) 学芸員に相当する職員その他の職員の配置

ア 基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれている。

イ 学芸員に相当する職員が置かれている。

ウ 基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれている。

(3) 施設及び設備

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されている。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有している。

ウ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされている。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他の指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされている。

(登録申請書の添付書類)

第3 登録申請書に添付する書類は、法第12条第2項第1号に定める館則のほか、次のとおりとする。

(1) 設置法人の適格性

ア 公立博物館の場合

(ア) 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例

(イ) 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書又は定款

イ 私立博物館の場合

(ア) 法人登記事項証明書又は定款等

(イ) 民事再生法による民事再生手続及び会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類

(ウ) 自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

(エ) 税金(法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等)を滞納していないことを宣誓する書類

(オ) 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

(2) 博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制

ア 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類

イ 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

ウ 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類

エ 博物館資料の目録

オ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

カ 職員への研修の実施計画又は実績

(3) 学芸員その他の職員の配置

- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- イ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- エ 組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類

(4) 施設及び設備

- ア 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- ウ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- エ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- オ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

(指定申請書の添付書類)

第4 指定申請書に添付する書類は、施行規則第23条第2項第1号に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制

- ア 指定施設運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- イ 指定施設の事業に関する収支計画を示す書類
- ウ 資料の収集及び管理の方針を示した書類
- エ 資料の目録
- オ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- カ 職員への研修の実施計画又は実績

(2) 学芸員に相当する職員その他の職員の配置

- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- イ 学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- エ 組織図等の指定施設の運営を行う組織の態様を示す書類

(3) 施設及び設備

- ア 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- イ 指定施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- ウ 指定施設の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- エ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- オ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

(定期報告の様式)

第5 教育委員会規則第5条の「別に定める様式」は、別記第1号様式とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記
第1号様式（第5関係）

博物館登録に係る定期報告書

年 月 日

京都府教育委員会 様

設置者名：
設置者の住所：
博物館名：
博物館の所在地：

対象期間	： 年 4 月 1 日～ 年 3 月 31 日（ 年度）
活動実績	<ul style="list-style-type: none">・ 所蔵する資料の管理・活用状況・ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績・ 職員の研修実績・ 館長、学芸員をはじめとする職員の体制 等について記載 <p>※年報・事業実績報告書等、既存の資料の添付でも可</p>
年間の開館日数	150 日以上 ・ 150 日未満

（注）施設及び設備に大幅な変更がある場合は、別途資料を添付すること。